

静岡県 次世代エアモビリティ導入促進事業費補助金 質問・回答（R8年度）

#	質問	回答
1	補助金対象経費に構成員が調査、提案資料作成等を実施する際の人件費は経費として織り込みは可能でしょうか？	職員の人件費は対象外です。
2	調査、提案資料作成で、再委託先を使った場合、詳細な費用明細（見積書）はエビデンスとして必要でしょうか？	支出の用途が確認できる見積書を提出してください。 ※交付決定より前に契約・支出した経費は補助対象外ですのでご注意ください。
3	提案資料を作成するに当たり、様式第二号の事業計画書フォーマットに従った作成が必要でしょうか？PPT等で別様式での作成でも問題ないでしょうか？	公募要領別紙1に記載の提出が必要です。 （事業提案書によりプレゼンしてください。）
4	提出書類一覧表の2. 事業提案書（概要版）の県が別途示す様式とはどのような様式でしょうか？	県HP（※）に掲載している「事業提案書（概要）」を指します。 ※HP https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsuchiji/1081623.html
5	空飛ぶクルマ社会実装時に備え、今後適切な時期に操縦士、整備士の新たな養成が必要になりますが、その要員育成費用は補助金対象になりますでしょうか？	操縦士・整備士の養成費用は補助対象外です。
6	補助金の利用を想定した場合の再委託先事業者の条件（構成員の子会社だった場合などを想定）はありますか？	「委託先」や「再委託先」事業者の選定に特別な条件はありません。（構成員の子会社等からの調達費用については、公募要領別添のとおり扱いますので、御留意ください。）
7	提案書、成果物などの公開は現状想定しておらず、万一公開する場合もコンソーシアム各社が事前に了承したページのみの公開となる理解でよろしいでしょうか。	県が公文書開示請求を受けた場合、静岡県情報公開条例により、公文書は原則公開となります。ただし、事業活動情報※など同条例第7条に該当すると認められる情報は非公開となり、部分開示となります。（※法人等の事業に関する情報で、公にすることにより競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるもの等） なお、公文書開示請求以外の事由により外部に開示・公開する場合（例：成果発表会）は、県と事業者様との協議により開示・公開する内容を調整します。
8	共同事業体協定書に関して、以下2点ご教示頂けますでしょうか。 ① 各社の職務権限規程等に基づいた署名権限者名、当該権限者の職印での締結でよろしいでしょうか。（他の申請書等は代表執行役名で提出する予定ですが、協定書などの契約締結は部署長に権限移譲されており、通常部署長名、職印にて締結しております。） ② 当社では原則電子契約を採用しており、今回も電子契約での協定書締結を予定しております。この場合、「締結済の協定書」と「合意締結証明書（電子契約による締結を証する書面）」を提出することで問題ございませんでしょうか。	①各社の規定等に基づき、適切にご対応ください。 ②電子契約の場合、御提案の書類を御提出いただければ構いません。